

青森県報

第五百八十五号

令和五年
三月十三日
(月曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………

が
生活習慣病
対策課 …… 一

○ 飼料の試験の結果の概要……………

(畜産課) …… 一

○ 都市計画事業計画の変更認可……………

(都市計画課) …… 二

○ 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………

(会計管理課) …… 二

公 告

○ 大規模小売店舗の変更の届出……………

(商工政策課) …… 三

○ 建設業者の許可の取消し……………

(東青地域
民局) …… 五

○ 右 ……

(三八地域
民局) …… 五

○ 右 ……

(西北地域
民局) …… 五

○ 右 ……

(同) …… 六

告 示

青森県告示第百五十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百

二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	難病指定医	松本 明彦	山本 洋平	指定医区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	弘前市大字富野町一	小児科	平成 三〇・〇・一
独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	独立行政法人国立病院機構弘前病院	青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	名	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
消化器科・血液内科	小児科	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字本町五三	所在地	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
令和 四・四・一	平成 三〇・〇・一	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字本町五三	所在地	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日

青森県告示第百五十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和五年二月八日及び同月十日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
日和産業株式会社 八百工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育用配合飼料 ニチワ印子孫育成用配合飼料	5.2	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八百工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印種豚飼育用配合飼料	5.2	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八百工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ワル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 ワル中印ブローラー肥育前期用配合飼料	5.1	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八百工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ワル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 ワル中印ブローラー肥育前期用配合飼料	5.1	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無

青森県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画道路事業の事業計画の変更を令和五年三月三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
むつ市
- 二 都市計画事業の種類
むつ都市計画道路事業（三・四・一号 横迎町中央二号線）
- 三 事業施行期間
平成二十五年十月十八日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

青森県告示第百六十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 栄町支店

青森市栄町一丁目

を

青森東支店	青森市栄町一丁目	に
沖館支店	青森市篠田二丁目	を
石江支店	青森市大字石江	を
篠田支店	青森市篠田二丁目	に
青森西支店	青森市大字石江	に
浪打支店	青森市浪打一丁目	を
浪館通支店	青森市浪館前田四丁目	を
浪打中央支店	青森市浪打一丁目	に
浪館支店	青森市浪館前田四丁目	に
佃支店	青森市中佃二丁目	を
中佃支店	青森市中佃二丁目	に
八重田支店	青森市東造道三丁目	を
東造道支店	青森市東造道三丁目	に
城下支店	八戸市城下四丁目	を
白銀支店	八戸市白銀三丁目	を
旭ヶ丘支店	八戸市旭ヶ丘一丁目	を

城下中央支店	八戸市城下四丁目	に
鮫白銀支店	八戸市白銀三丁目	に
旭ヶ丘中央支店	八戸市旭ヶ丘一丁目	を
類家支店	八戸市南類家一丁目	を
八戸駅前支店	八戸市大字尻内町	を
南類家支店	八戸市南類家一丁目	に
八戸西支店	八戸市大字尻内町	に
木造支店	つがる市木造若宮	を
つがる支店	つがる市木造若宮	に
小湊支店	東津軽郡平内町大字小湊	を
平内支店	東津軽郡平内町大字小湊	に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同條第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の面積	大規模小売店舗の駐車場の位置及び収容台数	大規模小売店舗の廃棄物の保管施設及び位置	大規模小売店舗の荷さばき施設及び位置	大規模小売店舗の面積	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	変更年月日
青森市柳川一丁目二の三外 (仮称) 青森駅ビル	四、六八七平方メートル	駐車場二六一台 (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	三立方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	荷さばき施設 一七七平方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	四、六八七平方メートル	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後八時	令和 六・八・一
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	八、〇六六平方メートル	駐車場一八〇台 隔地駐車場一一五台 合計二九五台 (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	三立方メートル 三立方メートル 合計六立方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	荷さばき施設① 一七七平方メートル 荷さばき施設② 一〇〇平方メートル 合計二七七平方メートル (位置は、届出書添付 図面のとおりに)	八、〇六六平方メートル	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後九時	令和 六・八・一

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 青森駅ビル
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森市柳川一丁目二の三外
東日本旅客鉄道株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目二の二
代表取締役 深澤祐二
- 三 変更しようとする事項

届出年月日	刻	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車の自動車の出入口の数及び位置	駐車の自動車の出入口の位置及び位置	駐車の自動車の出入口の位置及び位置
令和五年二月九日		午前九時から午後九時まで	出入口は、届出書添付図面のとおりに	出入口は、届出書添付図面のとおりに	出入口は、届出書添付図面のとおりに
令和五年三月十三日から同年七月十三日まで		午前七時三〇分から午後九時三〇分まで	出入口は、届出書添付図面のとおりに	出入口は、届出書添付図面のとおりに	出入口は、届出書添付図面のとおりに

- 四 届出年月日
令和五年二月九日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
2 期間
令和五年三月十三日から同年七月十三日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和五年七月十三日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田工務店

二 氏名 成田元一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字金浜字伊吹二七の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六五五四号

五 取消年月日 令和五年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

令和五年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東盛

二 代表者の氏名 奥谷史人

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字売市字左水門下一二の六〇リンクサイドマンション四〇二

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第三〇〇三〇六号

五 取消年月日 令和五年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社荒井興業

二 代表者の氏名 荒井明浩

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣二八三

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第四〇〇三六八号

五 取消年月日 令和五年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三上建設
- 二 代表者の氏名 三上晃寛
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字芦野字堤の袖一四八の三二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇二二〇号
- 五 取消年月日 令和五年二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円